

立川市立立川第三中学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

I いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、決して許されないことであり、また、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、生徒の心に長く深い傷を残すものである。また、「いじめ」は、単に「いじめ」が「ある・ない」という考え方をするのではなく、問題とされる行動が、人権侵害行為ではないかという認識をもって対応する。

立川第三中学校では以上のような考えに基づき、全ての教職員が改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、危機感をもって迅速に対応するとともに問題の未然防止に努める。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、特に家庭との連携を中心に地域や教育委員会・関係機関と連携して問題の解決に向け全教職員で対応する。

1 いじめは重大な人権侵害・犯罪行為との共通理解のもと、「いじめの未然防止に努める学校」「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進する。教員の言動がいじめを誘発・助長することが絶対にないよう、教員は丁寧な言葉遣いをするとともに、自らの言語感覚を磨く。

2 いじめ発生時には、学校はいじめられている生徒の立場に立って守り通し、組織としてその後の指導に全力を尽くす。

3 いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を継続的に行うとともに、傍観していた生徒や扇動した生徒への指導も行い、学校にいじめを絶対許さない風土をつくる。

4 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

II 組織

1 いじめ防止等に関する組織として、校内に「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

委員会の構成は、校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路指導主任・各学年主任・養護教諭及び、必要に応じてスクールカウンセラーとする。

2 重大事態が発生した場合には、調査組織を設置する。

III いじめの防止等に関する取組

立川第三中学校は、全教育活動を通じて人権教育を推進し、いじめを絶対許さない意志と勇気をもった生徒を育成する。

1 いじめの未然防止

(1) 学校の教育活動を通じた人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分を大切にするとともに他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

(2) 学級活動を充実させ、よりよい生活や人間関係づくりに主体的に取り組む生徒を育成し、お互いを認め合う風土を醸成する学級経営を行う。また、生徒の心に寄り添う指導や声かけを日常的に行い、よりよい集団づくりを推進する。

(3) 道徳の時間を要として、いじめは絶対に許されないことを自覚させるとともに、いじめを止めようとする強い気持ちをもてるよう指導する。

(4) 体験活動などの推進や他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- (5)生徒会における活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- (6)家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- (7)インターネット上のいじめを防止するため、スマートフォンや携帯電話、パソコン等における SNS の安全な活用の仕方を身に付けさせるための教育を充実させ、情報モラルの向上を図る。

2 いじめの早期発見

- (1)「管理職・主幹教諭会議」「運営委員会」「生活指導部会」「学年会」で日常的、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。さらに、管理職・主幹教諭は養護教諭・スクールカウンセラーと連携し、必要に応じて学年主任及び関係する教員と情報共有を図る。
- (2)日頃から小さな変化を見逃さない姿勢で生徒理解に努め、小さなことでも学年会や生活指導部会で報告し合うようにする。また、いじめを見逃さない環境及び体制づくりに努め、周囲の生徒がとるべき行動についても適切に指導し、いじめの兆候や発見があった場合に適切な行動がとれるようにする。
- (3)「ふれあい月間」を通じて、「いじめ発見のチェックシート」による状況把握を行うとともに、「いじめに関する生徒アンケート」を活用し、いじめの確実な発見に努める。
- (4)担任と生徒の二者面談を適宜実施する。
- (5)教育相談の他、電話連絡等を通して保護者とときめ細かな情報共有を行う。
- (6)スクールカウンセラーによる 1 学年生徒の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

3 いじめが発生した場合の早期対応

- (1)いじめに関する相談・報告を受けた場合は、直ちに事実の有無を確認する。
- (2)いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った生徒に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で行為の善悪を理解させ、反省・謝罪をさせる。また、その保護者に事実を報告し、継続的に指導を行う。
- (3)いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、生徒や保護者に対する支援を継続的に行う。
- (4)犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、立川市教育委員会及び警察等、関係機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

- (1)立川市教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2)いじめを受けた生徒・保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- (3)立川市教育委員会及び警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、関係機関と連携し、解決に向けて迅速かつ的確な対応を図る。

5 いじめ解消の判断

- (1)単に謝罪をもって解消とはせず、以下の 2 つの要件が満たされていることを解消の判断の根拠とする。
 - ・いじめに係る行為が、少なくとも 3 か月以上止んでいる。
 - ・いじめの被害生徒が心身の苦痛を感じていない。以上 2 つの要件が満たされていることを確認できるまで、継続的な観察、指導を行う。
- (2)解消後も再発する可能性があり得ることを踏まえ、加害生徒及び被害生徒について、保護者や関係機関と綿密な連携を図り、心の問題が解消されるよう、日常的に注意深く観察、指導する。

6 その他の取組

- (1)いじめ防止に関する研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質を向上させる。